四　品質管理システム（申請に係る自動車の品質管理の計画、実施、評価及び改善に関し、申請者が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。）に係る業務組織及び実施要領を記載した書面（申請者が国際標準化機構第九〇〇一号の規格により登録されている場合（申請に係る自動車に関し、前項第五号の主たる製作工場について登録されている場合に限る。）にあつては、登録されていることを証する書面）

五～十　（略）

３・４　（略）

第三条の二　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第十号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

２　（略）

（届出等）

第六条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第八号までの書面の記載事項（国土交通大臣が定めるものを除く。）に変更があつた場合	（略）	（略）
三～五　（略）	（略）	（略）	（略）

２～５　（略）

（完成検査の基準）

第七条　完成検査は、当該自動車が次に掲げる要件を具備しているかどうかについて、次条の規定により選任される完成検査員が第三条第二項第五号の書面に記載された内容に従つて実施するものとする。

一～三　（略）

（検査結果の分析等）

第七条の四　指定製作者等は、当該自動車が指定を受けた型式としての構造、装置及び性能を有するようにしなければならない。

２　指定製作者等は、当該自動車が均一性を有するようにするため、完成検査の結果の分析等を行わなければならない。

（新設）

四～九　（略）

３・４　（略）

第三条の二　前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、指定を受けた者は、当該指定自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式（以下「同一と認められる型式」という。）について指定を申請する場合には、国土交通大臣に対し第一号様式の二による申請書及び当該指定自動車の型式と異なる部分に関する資料を、機構に対しそれらの写しを提出することをもつて、同条第一項に規定する申請書及びその写しの提出並びに申請に係る自動車の機構への提示並びに同条第二項に規定する書面（同項第九号に掲げる書面を除く。）の添付に代えることができる。

２　（略）

（届出等）

第六条　次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる届出書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け出なければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一　（略）	（略）	（略）	（略）
二　（略）	第三条第一項各号又は同条第二項第三号括弧書若しくは第四号から第七号までの書面の記載事項に変更があつた場合	（略）	（略）
三～五　（略）	（略）	（略）	（略）

２～５　（略）

（完成検査の基準）

第七条　完成検査は、当該自動車が左の要件を具備しているかどうかについて、次条の規定により選任される完成検査員が第三条第二項第四号の書面に記載された内容に従つて実施するものとする。

一～三　（略）

（新設）